

	Q	A
Q1	増築の確認申請時に必要な書類	既存不適格の緩和措置を適用した増改築につきまして「一四号木造」を参照ください。
Q2	増築できる㎡数は決まっているか？	緩和措置を使う場合は、基準時(不適格になった年月日)における既存部分の延べ面積の1/2以下です。 延べ面積は、基準時に存在している増築対象の既存部分の延べ面積が対象となります。よって、増築工事に伴い既存部分を一部除却する場合でも、除却前の面積としてかまいません。
Q3	既存不適格調書の書き方	記入例を参照ください。書式は弊社HPからダウンロード可能です。
Q4	確認申請を受けていない物件の増築はどうすればよいか？	物件や特定行政庁ごとで対応が異なりますので、詳細は弊社にご相談ください。
Q5	既存部と増築部の取り合いはどうすればよいか？	一体、分離それぞれに適切な方法があり、物件ごとに扱いが変わってくるため、別途ご相談下さい。
Q6	一体増築と分離増築(Exp.J)のメリット、デメリット	申請上、通りやすいか否かの差はありません。計画に応じて、一体となるか分離として扱うほうがいいのかを選択して頂く方がよいと思われます。
Q7	既存建物がS造(新耐震以前)で増築建物が木造の場合に検討する内容を教えてください。	(既存建物が適法であるという前提でご回答します)既存の鉄骨造部分は地震に対してルート1か2の構造計算か耐震診断が必要となり、また、地震以外を除いた荷重や外力に対して安全であることを許容応力度計算で確認する必要があります。 増築する木造部分は、許容応力度計算が必要です(仕様規定の壁量計算では不可です)。
Q8	層間変形角について	定義は、各階床天端間寸法Hで水平方向変位 δ を割った角度(δ/H)です。層間変形角1/120radの必要あき寸法は、H/120で求められます。 例として、H=3600mmの場合、 $3600/120=30$ mmとなります。分離増築とした場合は、増築部、既存部それぞれで所定の層間変形角だけ傾いても接触しない必要があるため、求めた寸法の2倍以上離す必要があります。 増築部、既存部とも層間変形角が1/120radなら、高さ6mの位置で105角柱1本分のあきが1つの目安となります。
Q9	耐震診断の方法	診断の方法は、日本建築防災協会出版の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に載っている一般診断法以上が必要となります。また、方法の詳細は耐震診断関連の書籍をご参照下さい。

Q10	平成12年以降の(1)検査済証ありで10㎡以下の増築がされている場合、また、(2)確認を受けずに10㎡以上の増築がされている場合はどうなるか？	(1)着工が①6/1以降の場合は、緩和措置は適用できないため現行法に適合させる必要があり、②5/31以前なら緩和措置適用可能です。(2)確認を受けていない場合は別途ご相談下さい。
Q11	増築に当たり最低限必要な構造(耐震)について詳しく知りたい(どこまで既存部の構造(耐震)を要求するか?)	一例として、耐力壁をつりあいよく配置する場合なら、42条、43条、46条+耐久性等関係規定を満足する必要があります。
Q12	主要構造部の一種以上について、過半の修繕及び模様替えの場合は？	4号物件の場合は確認の対象となりません。
Q13	旧耐震(S56以前)の木造への増築時の注意点	(1)「耐力壁をつりあいよく配置すること」(既存部分は42条、43条、46条+耐久性等関係規定)を満足すれば増築可能です。その際の注意点は、既存部分は特に42条への対応を確認する必要があります(最下階柱への土台設置。土台の基礎への緊結)。 (2)「既存部分を耐震診断基準に適合させる場合」を満足すれば分離増築は可能です。その際の注意点として、既存部分は地震以外に対して構造耐力上安全であることを確認しなければならず、壁量計算で行うような風圧力の検討が必要となります。 なお、昭和56年以前の古い建物であっても、場合によっては既存不適格の緩和を使った増築が可能となるケースがあります。詳細は物件ごとで変わりますのでご相談下さい。
Q14	寺院と併用している庫裡の関係でも同じ扱いと思いますが、増築は可能か？	寺院に増築する際に、4号木造建築物に該当するケースなら同じ扱いとなります。詳細は個別にご相談ください。